

平成 17 年度福井県経済社会活性化戦略会議開催要領

(目的)

第一条 本県の経済社会の活性化と雇用の確保を図るため、「挑戦(チャレンジ)ふくい - 福井県経済社会活性化プラン - 」の進捗状況と県の産業政策全般について協議し必要な提言を行う。

(名称)

第二条 本懇話会は「平成 17 年度福井県経済社会活性化戦略会議」(以下「戦略会議」という。)と称する。

(構成)

第三条 戦略会議は委員 15 人以内で構成する。

(協議事項)

第四条 戦略会議においては、次に掲げる事項について協議する。

- 一 「挑戦(チャレンジ)ふくい - 福井県経済社会活性化プラン - 」の進捗状況に関する事項
- 二 県内の経済の活性化についての調査審議に関する事項
- 三 県内の雇用創出についての調査審議に関する事項

(議長および副議長)

第五条 戦略会議に議長および副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により、副議長は議長の指名により、それぞれこれを決める。
- 2 議長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第六条 委員は、産業政策および雇用政策に関し優れた見識を有する者の中から知事が選任する。

(会議)

第七条 戦略会議は、議長が必要に応じてこれを召集する。

- 2 議長は議事を整理する。議長に事故があるときは、副議長が議長に代わり議事を整理する。

（関係者の出席）

第八条 戦略会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議内容等の公表）

第九条 戦略会議は、会議における審議の内容および議事要旨等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表するものとする。

（庶務）

第十条 戦略会議の庶務は、福井県総合政策部政策推進課において処理する。

（その他）

第十一条 この要領に定めるものを除くほか、戦略会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附則

この要領は、平成１７年５月１３日から施行する。